明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**二五五～二五八、二六一、二六二）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**二五九）　三
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二六〇）　四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二六三～二七〇）　五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二七一～二七三）　一三
○史跡に指定する件（**文部科学**一二五）　一五
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**同**一二六）　一六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
平成二十七事業年度全国健康保険協会の財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　五